

産地でまとまって需要に応じた生産を行いやすくするための見直しについて

- 需給動向に柔軟に対応しつつ、産地単位でのまとまった作付転換の取組を推進しやすくするため、**産地単位**で需要に応じた生産に取り組む場合に、**生産者(交付申請者)からの委任**を受けた**生産者団体等**が**交付金(ゲタ・ナラシ・水活)**を「**代理受領**」できるようにするとともに、生産者団体等において生産者との**出荷契約書**を見直し。
- これにより、**交付金や品代(主食用米を含む)**を合わせて**共同(プール)計算**し、**生産者手取りの平準化**ができるようになることから、**営農計画書の提出期限(6月末)の間際まで、主食用米から飼料用米等への用途変更が容易に**。

代理受領を活用した共同計算スキームの流れ

<代理受領者:生産者団体・集荷業者等>

【生産者団体等内】水稻作付計画の検討

- 都道府県の生産の目安等に基づいて、各品目(主食用、加工用、飼料用等)の生産数量を決定
- 生産者ごとに、品目別の生産数量を割当

需給動向を
踏まえて
変更

販売代金や水田活用交付金を合わせて共同計算することで、生産者手取りが平準化されることとなるので、農業者毎の品目の割振が容易となる。

前年8月
～

5月末～
6月頭

【生産者(生産者団体等)⇄実需者】出荷契約の締結

- 生産者団体等の判断で主食用米からの仕向け先の変更
- ※ 変更が生じた場合の営農計画書等の変更は、生産者団体等に対応(生産者から委任)

営農計画書提出期限間際まで、需給状況等の見極めが可能

【生産者→(生産者団体等→)国】水田活用交付金の申請

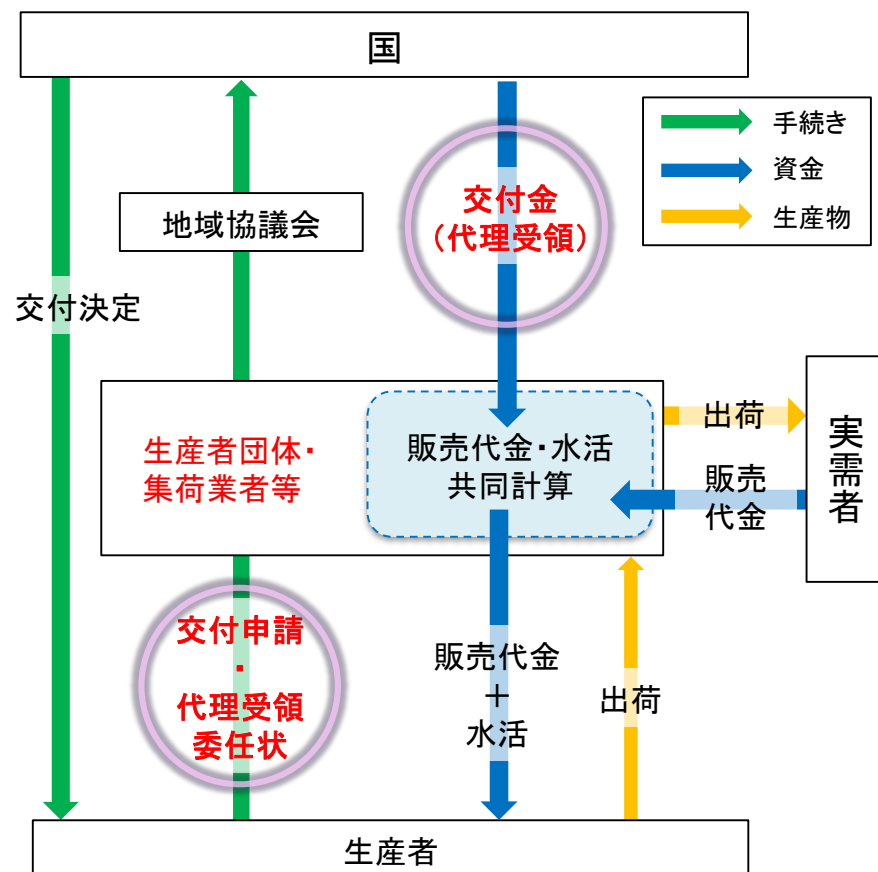
- 代理受領の委任状を併せて提出(代理人:生産者団体・集荷業者等)
- ナラシや農業共済も6月末までに申請

【国→生産者団体等(代理受領)】水田活用交付金の支払

【生産者団体等→生産者】農産物販売代金と水田活用交付金を合わせて共同計算し、生産者に支払

ゲタ・ナラシも生産者団体等に入金されるが、共同計算には含めずにそのまま農業者へ交付

交付申請及び資金の流れ(共同計算スキームの場合)

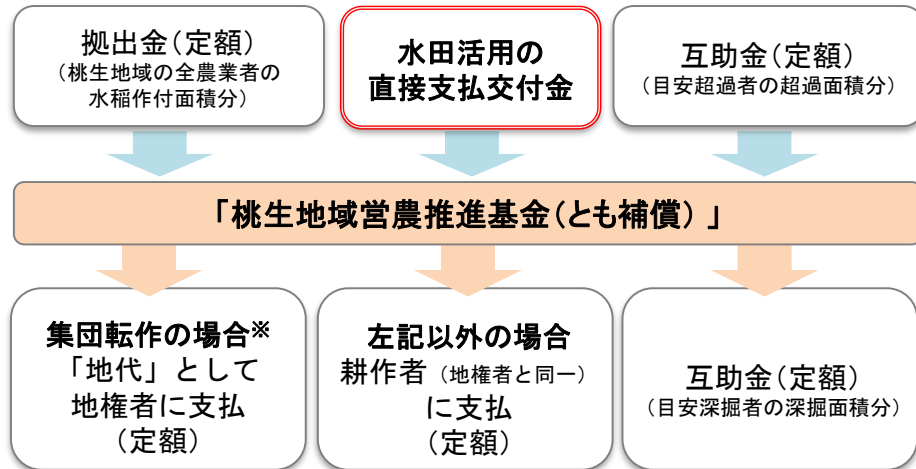


交付金の代理受領の活用事例(宮城県石巻市桃生地域における取組)

- 石巻市^{ものう}桃生地域では、地域全体で団地化・ブロックローテーションを行う「集団転作」を推進するため、JAいしのまき桃生営農センターが事務局となって、交付金の代理受領の仕組みを活用し、水田活用の直接支払交付金と生産者からの抛中金等を原資としたとも補償(地権者補償)を実施。
- ゲタ・ナラシは代理受領後、速やかに各農業者に交付。水田活用の直接支払交付金は、地方農政局からの各農業者の各交付金(ゲタ・ナラシ・水活)の交付決定額情報を基に、大きな事務負担なく、とも補償で円滑に精算。

地域内の「とも補償制度」

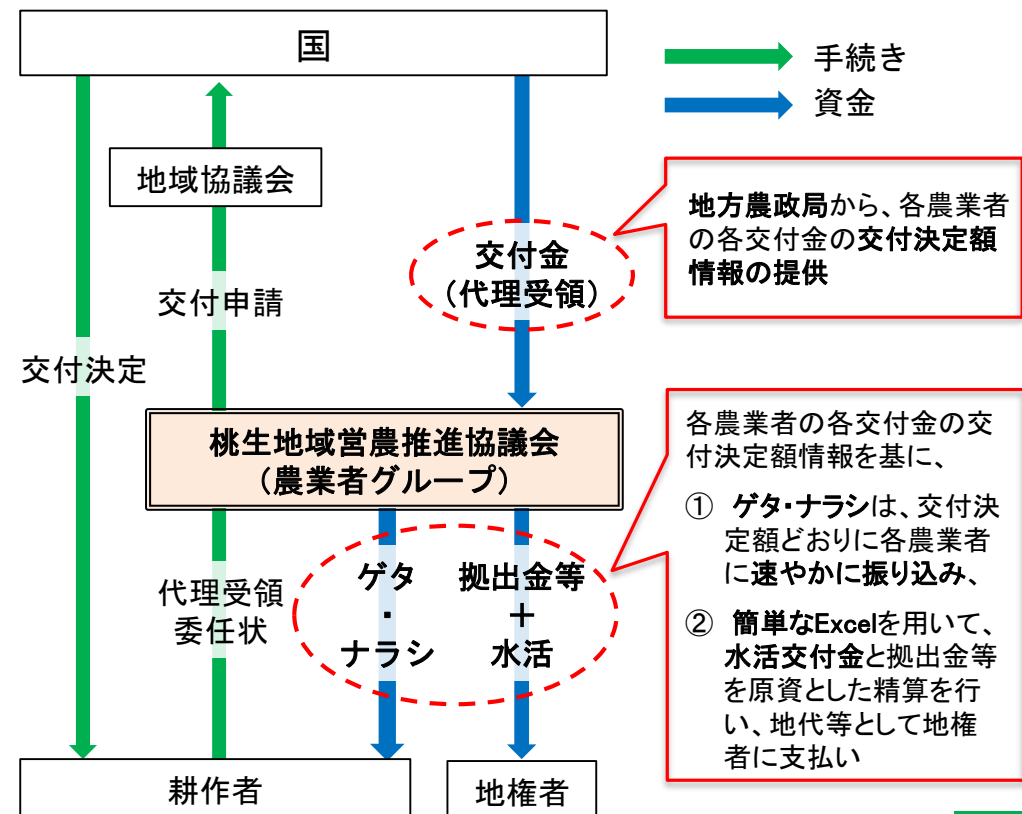
桃生地域営農推進協議会（農業者グループ）
（事務局：JAいしのまき桃生営農センター）



※ 麦・大豆、加工用米等を決められた圃場で作付けし、団地化(原則5年)やブロックローテーション(原則3年)に取り組む場合

・ 上記の仕組みとは別に、品代やゲタ・ナラシは耕作者に支払
(ゲタ・ナラシも「推進協」が代理受領するが、対象耕作者にそのまま交付)

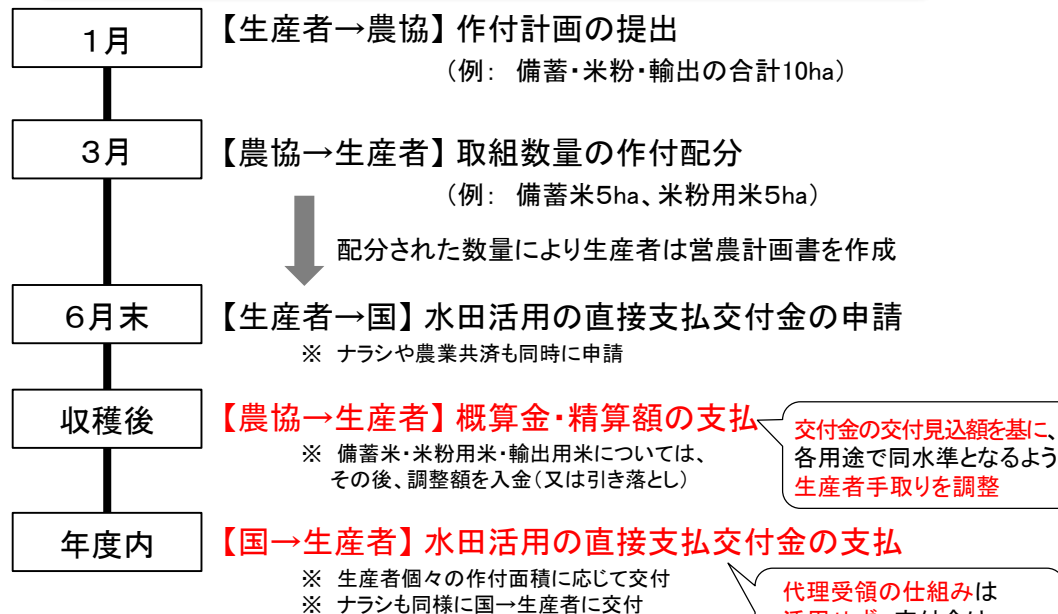
交付申請及び資金の流れ



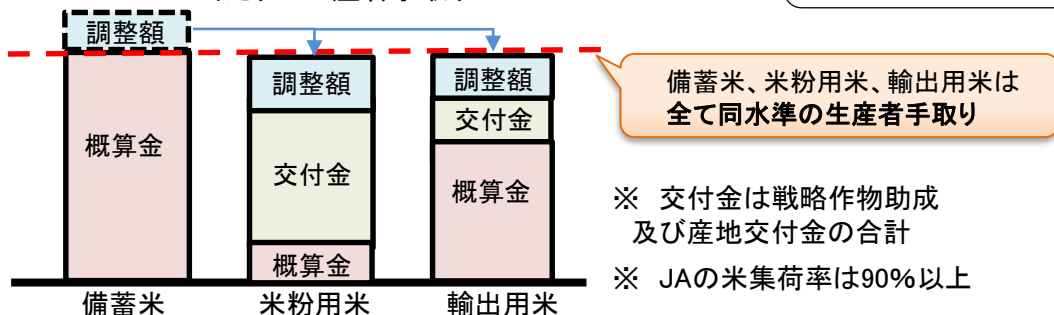
共同計算の事例(富山県入善町、朝日町における取組)

- 「JAみな穂」では、営農計画書の提出(6月30日)前に、生産者毎の備蓄米、米粉用米、輸出用米の用途別生産数量を農協が調整の上配分し、用途別の生産者手取りが同水準となるよう共同計算により調整(交付金の代理受領は活用せずに実施)。
- また、地域独自の事業(地域営農とも補償事業)として、需要に応じた生産や転作田の円滑な受委託が行われるよう地権者に補償し、水稻と麦・大豆などの畑作物とのブロックローテーションによる水田フル活用を推進。

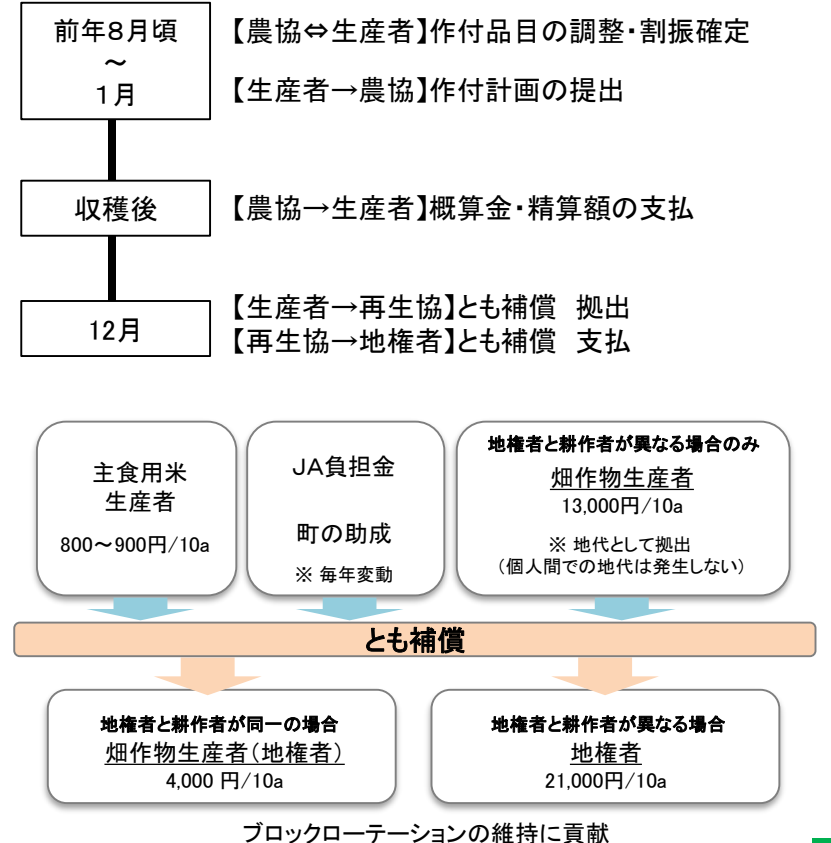
備蓄米、米粉用米、輸出用米の共同計算



<10a当たりの生産者手取り>



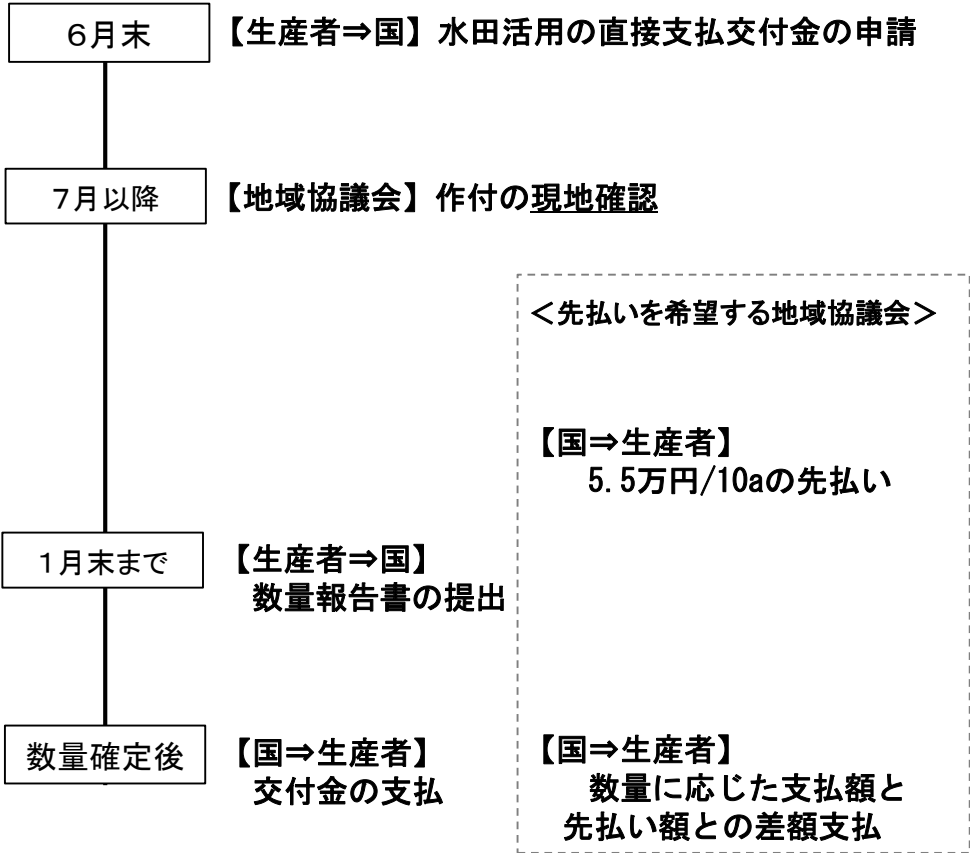
<地域営農とも補償事業(主食用米と畑作物)>



飼料用米に対する交付金の支払について

- 水田活用の直接支払交付金では、飼料用米への助成(数量に応じて5.5万円～10.5万円/10a)について、数量確定後に支払うことが原則であるが、地域協議会が希望する場合には、現地確認後に5.5万円/10aを先払いし、数量確定後に追加的に支払うことが可能。
- また、地域によっては、JA等が水田活用の直接支払交付金が支払われるまでの短期つなぎ資金を商品化している。

飼料用米に対する交付金支払の流れ



A県における飼料用米への支払対応 (JAつなぎ資金の活用)

